



平成 18 年 5 月 24 日

各 位

会社名 澁澤倉庫株式会社  
代表者名 取締役社長 犬塚 静 衛  
(コード番号 9304 東証第一部)  
問合せ先 管理本部人事総務部長  
池 内 健  
(電話 03-3660-4089)

(訂正)「定款一部変更に関するお知らせ」の一部訂正について

当社が、平成 18 年 5 月 17 日付にて開示しました「定款一部変更に関するお知らせ」に関し、内容に一部誤りがございましたので、下記のとおり訂正いたします。

記

< 訂正前 >

(下線は変更部分を示します。)

| 現行定款    | 変更案  |
|---------|--|
| < 新 設 > | <b>第 40 条 (監査役の実任免除)</b><br>当社は、監査役 (監査役であった者を含む。) が善意でかつ重大な過失がない場合は、会社法第 423 条第 1 項の賠償責任につき、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。<br>2. 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、社外監査役との間で、社外監査役が善意でかつ重大な過失がない場合は、賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく責任の限度額は、700 万円以上であらかじめ定めた金額又は法令が規定する額のいずれか高い額とする。 |

< 訂正後 >

| 現行定款    | 変更案  |
|---------|--|
| < 新 設 > | <b>第 40 条 (監査役の実任免除)</b><br>当社は、監査役 (監査役であった者を含む。) が善意でかつ重大な過失がない場合は、会社法第 423 条第 1 項の賠償責任につき、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。<br>2. 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、社外監査役との間で、社外監査役が善意でかつ重大な過失がない場合は、会社法第 423 条第 1 項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく責任の限度額は、700 万円以上であらかじめ定めた金額又は法令が規定する額のいずれか高い額とする。 |

(注) 訂正を必要とする条文のみを抜粋して記載しております。また、記載中の網掛け部分 ( ) が訂正箇所です。

以 上